





平成 29 年 5 月 31 日

各位

会 社 名 UTグループ株式会社

代 表 者 代表取締役社長 兼 CEO 若山 陽一

コード番号 2146

問 合 せ 先 上席執行役員 経営基盤部門長 丸山 崇博

電 話 番 号 03(5447)1710

当社元執行役員らに対する刑事告訴に関するお知らせ

当社は、当社元執行役員である田村浩一氏(以下「田村氏」といいます。)及び当社の元取引先であった株式会社ヴェルデ(以下「ヴェルデ」といいます。)の代表取締役成田耕一郎氏(以下「成田氏」といいます。)について、平成29年5月29日付けで警視庁大崎警察署に詐欺罪の共同正犯(刑法246条1項、刑法60条)に係る刑事告訴状を提出し受理(捜査収第29号)されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 刑事告訴に至った経緯

当社においては、平成28年4月、当社の新卒採用活動の統括責任者であった田村氏と、当社から新卒採用業務を受託していたヴェルデの代表取締役である成田氏が共謀し、ヴェルデから当社に対し、架空の採用活動費が請求され、これを田村氏が当社において決裁する方法等により、当社から不正に金員を取得していた疑いが生じました(以下、当該不正行為を「本件不正行為」といいます。)。

事態を重く見た当社は、平成 28 年 4 月 30 日、外部専門家を含む社内調査委員会を設置し、田村氏、成田氏及びヴェルデの不正行為に関する調査を開始いたしました。そして、当該調査の結果、ヴェルデから田村氏に対して、合計 3024 万 2610 円分にも及ぶ多額の商品券等がリベートとして渡されている事実及び飲食店等での過剰な接待がなされている事実が発覚するとともに、当該リベートや接待の見返り又はこれら行為の原資とするため、平成 27 年 4 月頃から平成 28 年 2 月頃までの間、15 回にわたり、本件不正行為が行われ、合計 1645 万 9200 円もの多額の金銭が当社から詐取されていた事実が発覚しました。

これら事実の発覚を受けて、当社は田村氏を執行役員から解任し、ヴェルデとの取引を全て停止するとともに、田村氏、成田氏及びヴェルデに対して当社に生じた損害を賠償するよう任意に交渉を重ねてきましたが、田村氏、成田氏及びヴェルデは、当社に発生した損害額全部の賠償には応じませんでした。

このような経緯の下、当社は、田村氏及び成田氏を被告訴人として、平成 29 年 5 月 29 日付けで大崎警察署に刑事告訴状を提出し、受理(捜査収第 29 号)されたものです。

2. 被告訴人の概要

(1) 名 称 田村 浩一

住 所 東京都足立区

(2)名称 成田 耕一郎

住 所 東京都板橋区







3. 告訴の趣旨の概要

被告訴人らの所為は、詐欺罪の共同正犯(刑法 246 条 1 項、刑法 60 条)に該当すると思料するので、捜査の上、被告訴人らを厳重に処罰されたく、告訴する。

4. 今後の見通し

当社としては、本件不正行為に対しては、断固とした法的措置をとることが当社の企業価値を維持し、株主の皆様の利益を保全するために必要であるとの考えから、今回の刑事告訴に至ったものであります。今後はこのような事態が起こらないよう再発防止を徹底するとともに、万が一同様の不正行為に対しては、厳正な対応を取ってまいる所存です。また、当社は、被害回復のため、近日中に、田村氏、成田氏及びヴェルデに対し、本件不正行為により当社に生じた損害について損害賠償請求訴訟を提起する予定です。

なお、本件が当社の業績に与える影響はございません。

以上